

令和 6 年度事業計画

令和 6 年 4 月 1 日より

令和 7 年 3 月 31 日まで

一般社団法人 東京鞆協会

I. 方針

昨年はスポーツで活気づき、5月には新型コロナウイルス感染症も感染症法上の5類へ移行した事で、訪日外国人客数が右肩上がり急回復を遂げ、2023年年間累計では感染症流行前の80%程度まで回復しているとのニュースも出ていました。10月からはインボイス制度が開始されました。

世界では長期化するロシアのウクライナ侵攻を背景に国際的な原材料価格の高騰、円安の進行、深刻な人手不足など依然として厳しい状況が続いています。その中で日経平均株価が一時期バブル期を超えた4万円超えに湧き、日本銀行のマイナス金利政策が解除されて17年振りに利上げとなりました。

こうした状況の中、今年度も「信頼のマーク」PRキャンペーン事業を展開致します。

また「日本鞆ハンドバッグ協会」においても、14回目となる技術認定試験の事業を引き続き実施します。

このように、協会としてさらなるかばん産業の振興、発展に努め、生活者の求める豊かな生活文化の創造に寄与していくとともに、会員各位の交流を親密にし、組織の運営と活性化を進めていきます。

1. 鞆産業の振興事業に関する指導及び協力

(1) 「日本製かばん」信頼のマークの表示を行います。

- ① 日本製かばんの優秀性と価値観を社会にアピール致します。
- ② 日本製かばんの存在と責任の所在を明確に致します。

(2) 海外市場及び東京製商品の普及宣伝に関する事業

- ① 内外で開催される国際見本市の調査並びに情報の収集

2. 家庭用品品質表示法の規定による鞆の品質を表示する事業に関する指導及び協力

家庭用品品質表示法に基づく皮革製かばんの品質表示のPRと消費者にレザーマークの信頼性を高めるとともに、鞆業界の振興発展に努めます。

3. 鞆産業における技術振興、人材育成等に関する講習会、研修会等の開催

(1) 人材育成と人材確保に関する事業

- ① 組合役職員及び中小企業経営者等を対象とする経営セミナー等の開催

4. 鞆産業に関する情報の収集及び提供

(1) PL 法の対応と団体保険制度に関する事業

製造物責任法に基づく PL 法対策と PL 保険（損保会社）団体契約を締結し、鞆業界独自の PL 保険制度の加入と普及促進に努め、商品の安全性等取扱説明書（注意）に基づいて、会員企業経営の安定のために事業を行います

- ① 未然防止対策
- ② PL 相談
- ③ 事故事例の発表
- ④ 勉強会等

(2) 教育及び情報の提供に関する事業

- ① 国、東京都、公共団体等で発行する関係図書を配布致します。
- ② かばん類に関する海外市場動向調査と資料の分析を行います。

5. 会員の従業員等の福利厚生に寄与する事業

(1) 会員、家族、従業員の福利促進のため慰安会等を行います。

(2) 団体保険、火災・生命共済の他、自動車共済保険等損害保険の各種制度の普及とその加入促進を行います。

6. 関係各機関との連絡及び協調

- (1) 国、東京都、地方公共団体との連絡と周知を行います。
- (2) 皮革産業団体とタイアップを図り活性化に努めます。
- (3) ハンドバッグ業界とタイアップを図り活性化に努めます。
- (4) 関係交友団体とタイアップを図り活性化に努めます。
- (5) 関係機関に対し、要望、陳情を行います。
- (6) 異業種との交流と融合化を進めて参ります。

7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 鞆業界とハンドバッグ業界のコラボレーション活動を通じて、ノウハウを共有し業界内外（行政・販売店・消費者など）に、より強固かつ積極的な活動を展開して行きます。

以 上